

## 民間 PHR 事業者の 基本的指針案を了承、パブコメへ

厚生労働省は2月3日、健康・医療・介護情報利活用検討会の健診等情報利活用ワーキンググループ（WG）民間利活用作業班（主査＝山本隆一・医療情報システム開発センター理事長）の会合を開き、「民間 PHR 事業者による健診等情報の取り扱いに関する基本的指針（案）」について概ね了承した。指針案は今後、パブリックコメントにかけられる。

併せて作業班では、報告書のとりまとめに向けさらに議論を進める。

指針案では、対象情報について、以下の3つとした。

- ▼個人がマイナポータル API 等を活用して入手可能な健康診断等の情報
- ▼医療機関で測定された検査値または調剤記録等の医療機関等から個人に提供される情報
- ▼個人が自ら測定する検査値等で診療録に記録された情報

対象者については、「健診等情報を取り扱う PHR サービスを提供する民間事業者」と定めた。

また、情報セキュリティ対策に関して民間 PHR 事業者に求められる考え方については、「リスクマネジメントシステムを構築するうえで、標準規格（ISO および JIS）等を参考にすることや、それに基づいた第三者認証（ISMS またはプライバシーマーク等）を取得することに努めるべき。ただし、マイナポータル API 経由で健診等情報を入手する事業者においては、第三者認証を取得すべき」と取りまとめた。

個人情報の適切な取り扱いについては、「PHR 事業者が匿名加工情報を作成するときは、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い当該個人情報を加工し、匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等および加工方法の安全管理のための措置を講じ、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

また、当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目およびその提供の方法について公表するとともに、第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない」と示した。

さらに、「医師・薬剤師の氏名等は、要配慮個人情報には該当しないものの医師・薬剤師等の個人情報に該当することに留意し、利用目的の特定、同意の取得等に関して、個人情報保護法に基づき適切に取り扱うこと。医師・薬剤師の氏名等を第三者提供する場合は、業界において関係団体と協議のうえで検討すべき」とした。

これに対し、長島公之構成員（日本医師会常任理事）は、「健康情報だけでなく広く物販（情報）などを取り扱う事業者が PHR 事業を行う場合、他（物販）で取得したポイントを与えて

健康情報を集めるなどさまざまな考え方が出てくる可能性もある。それに対する基本的な考えを報告書等にまとめておく必要があるのではないか」と注文をつけた。

落合孝文構成員（渥美坂井法律事務所弁護士）は、「改めて指針を見直してみて、PHR の概念が広いがゆえに一般の方にとって PHR の範囲が分からないだけでなく、どのあたりを念頭としているのか事業者側にとっても分かりづらいのではないか」と指摘。指針の中に PHR の範囲を定義すべきと提案した。

## ■PHR「全く知らない」が7割近くに

この日の議論に先立ち厚労省は、「PHR サービス利用者へのアンケート調査結果」を報告した。調査は、以下の3つで構成される。

- ①民間 PHR サービスの現利用者、過去利用者（離脱）者、未利用者に対する WEB アンケート（昨年 12 月上旬実施）
- ②健診等情報を取扱う PHR サービス（10 事業者）利用者に対する WEB アンケート（同）
- ③単一健保、総合健保、自治体の計 6 団体に対するヒアリング（昨年 11 月下旬～今年 1 月上旬実施）

調査結果の概要は以下のとおり。

- ▼PHR の現利用率は高いもので 14%程度、利用しているアプリは、「お薬手帳」「コロナ接触確認」「フィットネス」が多い
- ▼PHR の認知度に関して、66.7%が PHR の名称について「全く知らない」と回答、PHR の名称の認知度は、現利用者・過去利用者のほうが高い
- ▼利用実態に関して、健康増進・疾病予防、各種手帳等の電子化が利用目的として多く、体重や血圧、運動、睡眠等の日々のライフログ情報を比較的多く利用している。また、勤務先や通学先などからの利用指示や推薦という回答はそれほど多くない
- ▼利用にかかる要因に関して、継続要因はアプリケーション自体のユーザビリティや利用による健康意識・安心感の実感であり、離脱要因はデータ登録やアプリ同士の連携コストや個人情報の漏えいやセキュリティに対する不安など
- ▼データ連携ニーズに関して、15%前後のユーザーが「すべて連携してもいい」、50%前後のユーザーが「すべて連携したくない」

# 会社法改正に伴う医療法人の 規定の変更を通知

厚生労働省は2月3日付で、「『会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令』の公布について（通知）」を、都道府県等に宛てて通知した。

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（会社法整備法）により、医療法についても所要の見直しが行われており、これに伴い、医療法施行規則等について所要の改正を行うとした。主な改正内容は以下のとおり。施行は3月1日。

## （1）理事会の議事録

会社法整備法により、一般社団法人および一般財団法人に関する法律（一般社団法人法）に補償契約の規定が新設されるとともに、医療法で、社団法人たる医療法人および財団法人たる医療法人について役員等賠償責任保険契約に関する規定を準用することとされた。

「補償契約に基づく補償をした理事および当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない」とし、理事会への報告の概要を議事録の内容に含めることとなった。

## （2）役員のために締結される保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないもの

役員賠償責任保険契約からは、「当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないもの」として厚生労働省令で定めるものを除くとされている。当該保険契約として以下の2つの形態を規定した。

- ①被保険者に保険者との間で保険契約を締結する組合を含む保険契約であって、当該組合がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該組合に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの
- ②役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害を保険者が填補することを目的として締結されるもの

## （3）財務諸表の公告方法

医療法では医療法人の事業報告書の公告義務を定めているが、会社法整備法により「厚生労働省令に定める方法」で公告する場合には要旨の公告で足りるとする緩和規定が新設された。

#### (4) 社会医療法人債権者集会の決議の省略にかかる電磁的記録に記載された事項の表示方法

会社法改正法により、議決権者の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を行った場合に社債権者集会の決議の省略を認める規定が新設された。この書面または電磁的記録は、決議があったものと見なされた日から10年間、社債発行会社の本店に据え置くこととされた。同条は社会医療法人債権者集会について読み替えて準用される。

#### (5) 社会医療法人債管理補助者の資格

会社法改正法により「社債管理補助者は、会社法第703条各号に掲げる者その他法務省令で定める者」とする規定が新設された。

これは、社会医療法人における社会医療法人債管理補助者について読み替えて準用されることにより、社会医療法人債管理補助者の資格を弁護士および弁護士法人と規定する

医療情報③  
厚生労働省  
事務連絡

## オンライン資格確認、 例示項目を追加

厚生労働省は2月4日付で、「『オンライン資格確認』を導入する医療機関等における個人情報の利用目的の例示について」を、都道府県等に宛てて事務連絡した。

マイナンバーカードを健康保険被保険者証として利用できるようになるとともに、医療機関等の窓口で、直ちに資格確認ができるようになる「オンライン資格確認」が3月から導入される。「オンライン資格確認」を導入する医療機関や薬局では、従来の健康保険被保険者証によって資格確認を行う場合、当該機関の職員等が被保険者等記号・番号等を資格確認端末に入力し、審査支払機関に照会することになる。

このため、個人情報の保護に関する法律を踏まえ、導入医療機関等における個人情報の利用目的の例示について、「審査支払機関または保険者への照会」を加えるよう求めている。

医療情報④  
全国知事会  
発表

## 緊急事態延長で国に提言

～全国知事会（会長＝飯泉嘉門・徳島県知事）

全国知事会（会長＝飯泉嘉門・徳島県知事）は2月6日、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長を受けた緊急提言」を取りまとめ、発表した。

提言ではまず、「国とも連携しつつ一致結束して1日も早く緊急事態宣言を解除し、すべての地域でステージⅡ以下等へ感染を収束させることができるよう全力を尽くし、もう一度安心

と希望をもって暮らしていける日々を取り戻す決意」だとあらためて表明。

政府に対し、以下の9項目について、対処するよう求めている。

- |                    |                    |       |
|--------------------|--------------------|-------|
| ①緊急事態宣言・緊急事態措置     | ②特措法・感染症法改正を踏まえた対応 |       |
| ③医療提供体制や医療従事者の処遇改善 | ④ワクチン接種体制の確保       |       |
| ⑤保健所機能の確保等         | ⑥水際対策              | ⑦経済対策 |
| ⑧雇用対策              | ⑨誰ひとり取り残さない社会の構築   |       |

このうち③では、具体的な対策として以下を求めている。

- ▼医療体制の抜本的な強化に向けて早急に強力な追加的措置を行うとともに、感染爆発時を想定した医療体制のあり方についても検討すること。
- ▼新型コロナウイルス感染症（COVID-19）から回復した患者の転院を受け入れる医療機関に対する診療報酬のさらなる拡充や COVID-19 緊急包括支援交付金による支援を行う。同一病院内のコロナ病棟から一般病棟等への転床も対象とする。
- ▼自宅療養や入院までの自宅待機を行う患者へのフォローアップを確実にを行うため、医師による往診等の支援を行うこと。
- ▼医師や看護師等への処遇改善のための COVID-19 緊急包括支援交付金の補助上限額の引き上げについては、医療機関の通常の体制を確保するために派遣した医師・看護職員等のほか、宿泊療養施設や社会福祉施設等に派遣される医療従事者も含め当該措置の対象を拡大すること。
- ▼清掃・消毒・リネン交換等の委託経費も COVID-19 緊急包括支援交付金の対象で、これを実効性あるものとするために、国において業界団体等と連携して清掃作業等を担える事業者の育成支援を行うなど積極的に対応すること。
- ▼医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう、診療報酬のあり方も含め引き続き戦略的かつ継続的に対処すること。
- ▼重症・中等症患者の受け入れについては、公立・公的医療機関が中心的な役割を果たしている。これらの医療機関からより一層の協力を得るとともに、今後の新興・再興感染症の感染拡大にも対応できるよう、公立・公的医療機関の二次・三次医療に係る診療報酬を大幅に引き上げること。

## ■ワクチン接種体制でも要望

また、④のワクチン接種体制についての主な要望事項では、ワクチン接種の意義および副反応、禁忌事項も含めた具体的情報について、ポータルサイト開設も含め積極的に国民に対し周



知・広報を行うことを求めた。併せて、ワクチンそのもののほか、シリンジや生理食塩水などの必要な物品の確保も求めた。第3次補正予算の成立を受けて、COVID-19 ワクチン接種体制確保事業について、予約システム運用や接種会場への交通費なども含め接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないように、必要な措置を講じるとした。

国が示した接種委託費用単価（2070 円）については、「インフルエンザ予防接種費用と比較しても低く抑えられている」と指摘。接種医療機関をできるだけ多く確保するためにも、十分なインセンティブを持った単価設定とすることを提言している。

医療情報⑤  
日本在宅ケア  
アライアンス

## 在宅 PCR 陽性者への関与で 緊急行動宣言発表

日本在宅ケアアライアンス（JHHCA、新田國夫理事長）は、2月3日付で、「新型コロナウイルス感染症の在宅療養者等への対応について（緊急行動宣言）」を発表した。

宣言では、加盟の各団体を通じて全国の在宅医療従事者に在宅 PCR 陽性者への訪問診療等の積極的な対応を呼びかけた。そのうえで、「地域の保健所と協力し、医療に関する関係団体との連携の下で、対応可能なかかりつけ医や地域の在宅医などの医療機関、その地域の訪問看護ステーションを中心に、不安を抱える自宅で療養している方々の医療の確保に積極的に参画していく」と宣言。具体的な「関与」として以下を挙げ、行政に対して配慮と支援を要請している。

- ①訪問での PCR 検査等の新型コロナウイルス検査（検体採取）の実施
- ②不安を抱える在宅療養者・家族などからの相談に応じる電話相談への参画
- ③在宅療養中の患者、入院等調整中のため自宅にいる陽性者（または疑いのある者）、宿泊療養者、施設療養者への訪問診療等、オンライン診療、訪問看護等の実施
- ④上記の他、在宅療養者等を支援する訪問看護ステーション、介護事業所等に対する支援

医療情報⑥  
厚生労働省  
通知

## 新型コロナウイルス感染寝具、 洗濯の外部委託可に

厚生労働省は2月8日付で、「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取り扱いについて」を、都道府県知事等に宛てて通知した。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が2月3日に公布され、同

13日に施行される。改正法の施行日より、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症に位置付けられることになる。

新型インフルエンザ等感染症の病原体により汚染されている寝具類は、医療機関内の施設において消毒を行わなければ、外部委託できないとされているが、COVID-19患者の発生状況や、医療機関において消毒作業に係る負担が増大していることを踏まえ、改正法の施行後も、医療提供体制の確保を図るため、新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類について、その洗濯を外部委託できるものとしている。ただし、COVID-19患者の発生状況等を踏まえた暫定的な取り扱いとし、平時における取り扱いに及ぶものではないと示した。

医療情報⑦  
2月9日  
現在

## 国内の重症者数、 14人減の759人に

厚生労働省のまとめによると、日本国内の新型コロナウイルスへの感染状況は、2月9日零時時点で、前日より1216人増えて、合わせて40万6766人となった。このうち、チャーター便による帰国者が15人、空港等検疫が2167人、国内事例が40万4584人。

国内の死者は、前日から81人増えて6476人となった。すでに退院している人は、前日より3575人増えて36万8813人となった。入院治療を要する3万1583人のうち、人工呼吸器を使用または集中治療室に入室している重症者は、前日から14人減って759人だった。2月7日までの国内（国立感染症研究所、検疫所、地方衛生研究所・保健所等）のPCR検査の実施件数は763万8525件だった。2月9日零時時点での都道府県別の感染者数は、東京都が10万4121人（死亡1035人）で最も多く、次いで大阪府の4万5195人（死亡1009人）、神奈川県が4万2402人（死亡547人）、埼玉県の2万6832人（死亡415人）、愛知県の2万4695人（死亡450人）などとなっている。

### ■英露の感染者数、400万人に迫る

厚労省のまとめ(図表)によると、2月9日15時時点の世界の新型コロナウイルスへの感染状況について、米国では感染者が2709万人あまりに達した。死者数は約46万5000人となった。インドでは、感染者が約1085万人に達し、死亡者は約15万5000人。

ブラジルでは感染者数が約952万人、死者は約23万2000人。このほか感染者が100万人を超えているのは、英国、ロシア、フランス、スペイン、イタリアなどの合わせて21カ国、10万人を超えているのは日本を含め、合わせて81の国と地域。感染者が1万人を超えているのは134の国と地域だった。ヨーロッパでは、英国で感染者が397万人あまりに達したほか、ロシアでも約394万人となっている。フランスでは約340万人、スペインで約299

万人、イタリアで約 264 万人、ドイツでは約 230 万人となった。

さらに、ポーランドで約 155 万人、ウクライナで約 129 万人、チェコで約 104 万人、オランダで約 102 万人となった。中南米では、ブラジルのほか、コロンビアで約 216 万人、アルゼンチンで約 199 万人、メキシコで約 194 万人、ペルーで約 119 万人の感染が確認されている。

アジアでは、インドのほかインドネシアで感染者が約 117 万人となったほか、パキスタンで約 56 万人、フィリピンで約 54 万人、バングラデシュでも約 54 万人となっている。

中東地域では、イランで感染者が約 147 万人となったほか、イラクでも約 63 万人となっている。アフリカ諸国では、南アフリカで感染者が約 148 万人に達した。

また、モロッコで感染者が約 48 万人となっている。

### (図表)国別の感染者・死亡者の状況

国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者
米国	27,094,014	464,941	ベルギー	726,483	21,423
インド	10,847,304	155,158	イスラエル	696,528	5,171
ブラジル	9,524,640	231,534	イラク	630,263	13,126
英国	3,971,315	113,014	スウェーデン	588,062	12,115
ロシア	3,939,162	75,828	パキスタン	556,519	12,066
フランス	3,400,324	79,571	フィリピン	538,995	11,231
スペイン	2,989,085	62,295	バングラデシュ	538,378	8,221
イタリア	2,644,707	91,580	スイス	535,153	9,651
トルコ	2,539,559	26,900	モロッコ	475,589	8,408
ドイツ	2,296,323	62,191	オーストリア	424,896	8,032
コロンビア	2,161,462	56,290	セルビア	409,841	4,139
アルゼンチン	1,985,501	49,398	ハンガリー	377,655	13,155
メキシコ	1,936,013	166,731	サウジアラビア	370,634	6,406
ポーランド	1,552,686	39,132	ヨルダン	336,839	4,385
南アフリカ	1,477,511	46,473	アラブ首長国連邦	329,293	930
イラン	1,473,756	58,536	パナマ	327,654	5,506
ウクライナ	1,291,025	24,884	レバノン	321,980	3,677
ペルー	1,186,698	42,308	ネパール	272,055	2,045
インドネシア	1,166,079	31,763	スロバキア	264,083	5,271
チェコ	1,037,405	17,333	ジョージア	262,228	3,298
オランダ	1,021,966	14,543	ベラルーシ	259,499	1,792
カナダ	812,804	20,830	エクアドル	258,607	15,013
ポルトガル	767,919	14,354	マレーシア	245,552	896
チリ	755,350	19,056	カザフスタン	245,351	3,124
ルーマニア	746,637	18,961	クロアチア	235,473	5,198